

「浜田圏域県管理河川に関する減災対策協議会」規約

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「浜田圏域県管理河川に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 浜田圏域県管理河川における堤防決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、国・県・市の関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、計画的に推進することにより、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の対象河川）

第3条 協議会は、周布川、浜田川、下府川、三隅川、八戸川、敬川、その他浜田圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- 二 逃げ遅れによる人的被害をなくす、地域社会機能の継続性を確保することを実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ

（協議会）

第5条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。
- 3 協議会の円滑な運営を行うため、担当者レベルの会議を開催する。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を

得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、島根県浜田県土整備事務所が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 1 本規約は、平成29年5月16日から施行する。

2 本規約は、平成29年11月6日から施行する。

浜田圏域県管理河川に関する減災対策協議会

(委員)

浜田市長

江津市長

国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長

気象庁 松江地方气象台長

島根県浜田県土整備事務所長

(オブザーバー)

島根県 防災部 防災危機管理課

島根県 土木部 河川課

中国地方整備局 河川部